

機構リースの税務の取扱いについて

- ・本資料は、税務上の基本的な取扱いを説明するものです。
- ・実際の税務申告等は、専門の税理士等または所轄税務署にご相談のうえ行ってください。

1. 機構リース（ちくかんリース）のリース取引形態

リース期間終了後にリース物件を借受者に譲渡する条件のリース契約は、譲渡条件付きの所有権移転リースといい、ちくかんリースはこれに該当するファイナンスリースです。

2. 所得税・法人税法上の取扱い

所得税・法人税法上は「売買」として取り扱うことになっており、借受者の方の会計処理は、貸付開始した日の属する年（法人は年度）にリース物件を購入したものとして、自らの固定資産（償却資産）として計上します。

費用として減価償却費を計上し、それ以降にリース料等（本稿では「基本貸付料」及び「譲渡料」を指します。）として機構に支払う金額は割賦販売の代金の支払とみなされるので、その残高（リース料の未払金）は「負債」となります。

区 分	計 上 内 容
損益計算書	費 用 = 減 価 償 却 費
貸借対照表	資 産 = リース物件の簿価 負 債 = リース料の未払金

3. 消費税法上の取扱い

借受者が課税事業者で本則課税適用の場合、消費税納付額の計算は次式により行います。

$$\text{消費税納付額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れに係る消費税額}$$

ちくかんリースの借り受けの年に所轄税務署に納付すべき消費税の計算は、リース物件が「課税仕入れ」となり、課税仕入れに係る消費税（基本貸付料および譲渡料に係る消費税合計額）は課税売上に係る消費税から差し引くことができます。

このように、リース期間中に機構に支払うリース料等に係る消費税は、貸し付けを受けた初年（度）に一括して仕入税額控除（又は還付）の対象となります。

ちくかんリースには、経営リースや食肉リース等の通常リースのほか、国等からの補助金を受けて実施するリース（補助あり）があります。補助ありリースの税務の取扱いは、補助金交付を受ける対象者が借受者か機構かの違いにより、課税仕入れとなる額も異なりますので注意が必要です。詳しくは、各リースの貸し付け決定の際に同封している「税務の取扱い」を参考にしてください。